

2020年

(令和2年)

4月号

なら

通巻368号

労働時報

CONTENTS

- 労働委員会委員による労働相談を実施します 1
- 移住支援金支給対象法人に登録しませんか? 2
- 中退共制度にお任せ!会社の退職金制度 2
- マナーからルールへ~受動喫煙のない社会を目指しましょう~ 3
- 社員・シャイン職場づくり推進企業令和元年度表彰企業が決まりました 4
- 奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業へ登録しませんか? 4
- パートタイム・有期雇用労働法が施行されます 5
- 労務改善Q&A 6
- 奈良県の労働経済主要指標 6



地域就職支援センター

ハローワークのスタッフがおり、求人情報の閲覧、仕事の相談・紹介が可能です。

◆奈良県地域就職支援センター(奈良市)
☎0742-25-3708
月~金 8時30分~17時
奈良市西木辻町93-6 エルトピア奈良1階

◆大和高田地域就職支援センター(大和高田市)
☎0745-41-8609
月~金 8時30分~17時
大和高田市幸町2-33 奈良県産業会館3階



労働相談ダイヤル

奈良県労働相談 実施日変更のお知らせ

令和2年4月1日から、労働相談の実施日が変更になります!

名称	設置場所	相談方式	相談実施日	変更後	相談実施日
中小企業労働相談所	電話相談のみ	電話(0120-450-355)	月曜日~金曜日(9時~18時)	➔	月曜日~金曜日(9時~18時)
北和地区 中小企業労働相談所	エルトピア奈良 (奈良労働会館)	電話(0742-26-6900)、対面	第1・3土曜日(13時~17時)		第2土曜日(13時~17時)
中和地区 中小企業労働相談所	エルトピア中和 (中和労働会館)	電話(0745-22-6631)、対面	第2・4土曜日(13時~17時)		第4土曜日(13時~17時)



奈良県労働委員会

労働者と使用者の紛争解決のための「あっせん」等を行っています。
☎0742-20-4431
月~金 8時30分~17時



しごと相談ダイヤル

しごとや職業訓練などの情報を提供しています。

- ◆奈良しごと*i*センター(エルトピア奈良1階) ☎0742-23-5730 月~土9時~17時
- ◆高田しごと*i*センター(奈良県産業会館3階) ☎0745-24-2010 月~土9時~17時

※いずれも祝日・年末年始を除く

★労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します!★

奈良県労働委員会

- 労働委員会は、労働者又は労働組合と使用者との間の労働条件その他労働関係に関するトラブルについて当事者による自主的な解決が困難になった場合に、中立・公正な第三者としてトラブルの解決をお手伝いをする機関です。
- 解雇や賃金問題、パワハラなどの労働に関するトラブルの解決をお手伝いするため、労働委員会委員による労働相談会を毎月開催します。ぜひ、この機会にご利用ください。

労働相談会の開催日時・場所

2020年4月 9日(木)	11月12日(木)
5月14日(木)	12月10日(木)
6月25日(木)	2021年1月14日(木)
7月 9日(木)	2月10日(水)
8月27日(木)	3月11日(木)
9月10日(木)	
<時間>15時~16時(1人あたり30分程度)	
<場所>奈良市法蓮町757 奈良県奈良総合庁舎 2階会議室	

概要: 奈良県労働委員会委員(弁護士等、労働組合役員、企業役員等の三者一組)が、中立・公正な立場で、労働条件その他労働関係に関する相談(募集や採用の相談は除く。)をお受けします。

(相談例)・突然解雇された
・残業代が支払われなかった
・労働条件の不利益変更を受けた
・転勤命令を出したが拒否された
・社員から高額な退職金を要求された など

対象: 県内在住または在勤の労働者
県内に事務所のある労働組合
県内に事業所のある事業主

費用: 無料
申込み: 事前予約制(相談日の前日16時30分まで)下記までお電話ください。

奈良県労働委員会事務局 電話番号 0742-20-4431(直通)

10月の労働相談会は、夜間・休日に行う予定です。
日程は、8月号に掲載します。

～人材確保に向けて移住支援金支給対象法人に登録しませんか?～

移住支援金とは、東京23区から奈良県に移住し、対象法人に就業した人に移住先市町村より最大100万円が支給される制度です。(支給されない市町村もあります。)

対象法人になれば、民間求人サイトと連携した県マッチングサイト「ジョブならnet」に求人情報を掲載でき、全国へ発信できます。

対象法人へのご登録を是非ご検討ください。登録及び求人情報の掲載は無料です。

登録方法

「移住支援金対象法人に係る登録申請書」に必要事項を記入し、法人の代表者印等を押印の上、別紙誓約事項を添付して郵送してください。登録申請は随時受け付けております。申請書は県ホームページからダウンロードできます。

県ホームページ URL : <http://www.pref.nara.jp/53549.htm>



お問い合わせ先

奈良県 産業・観光・雇用振興部 外国人・人材活用推進室 TEL 0742-27-8812 (直通)

半世紀で加入企業 **100万社** 以上の実績!

退職金は、国がサポートする **中退共制度** をご活用ください。

国の制度だから

安心

国から掛金の助成を受けられます

社外積立だから

簡単

従業員ごとの納付状況や退職金試算額をお知らせします

掛金は全額非課税だから

有利

節税に加え、手数料もかかりません



加入範囲、**広がっています!** 事業主と生計を一にする同居の親族のみを雇用する事業所の従業員も、一定の要件を満たしていれば加入できます。

詳しくは ▶ [中退共](#) [検索](#)

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

ちゅうたいきょう
略称: **中退共**

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211
<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp/>

奈良県疾病対策課からのお知らせ

マナーからルールへ ～受動喫煙のない社会をめざしましょう!～



2018年7月 健康増進法の一部を改正する法律が公布されました。
多くの人々が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

病院・診療所・助産所・薬局・介護老人保健施設
学校・認定こども園・児童福祉施設等・行政機関など

2019年7月1日から
敷地内禁煙※1

※1 特定屋外喫煙場所(屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所)を設置することができます。

特定屋外喫煙場所
の設置には、

- ・区画されていること
- ・喫煙場所である旨の標識を掲示していること
- ・通常、人が立ち入らないような場所に設置していること

が必要です。



飲食店※2・事業所・工場・ホテル・旅館など
多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道

2020年4月1日から
原則屋内禁煙

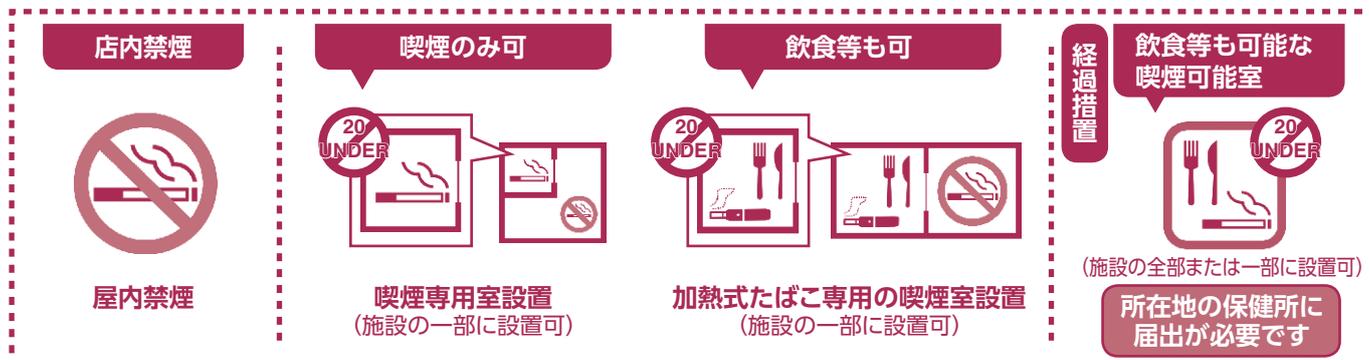
例外として、一定の基準を満たした喫煙専用室の設置が認められます。

喫煙専用室を設ける場合は、喫煙場所以外の場所にたばこの煙が流れないように、流出防止に係る要件が定められています。



※2 飲食店の経過措置について(2020年4月以降、新規開店した飲食店は対象外です)

個人または中小企業(資本金または出資総額5,000万円以下)かつ客席面積が100㎡以下の場合は経過措置が適用されます



旅客運送事業自動車(タクシー等)・航空機

2020年4月1日から禁煙(車内・機内)

注意

- ◎全ての施設で喫煙可能な部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入ることができません
- ◎喫煙禁止場所で喫煙した場合、不適切な喫煙器具・設備の設置をした場合等、義務違反があった場合は罰則の対象となります

■ 各種支援制度、相談窓口をご利用ください ★対象となる施設や申請方法等は、それぞれの窓口にお問い合わせください。

■ 受動喫煙防止対策助成金

喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度
[問合せ] 奈良労働局健康安全課 TEL:0742-32-0205

■ 特別償却または税額控除制度に関する問合せ
お近くの税務署

■ 受動喫煙防止対策の技術的な相談窓口
厚生労働省 相談ダイヤル TEL:050-3537-0777

■ 生衛業受動喫煙防止対策助成金

受動喫煙対策を推進するため、生活衛生関係営業者であって、「受動喫煙防止対策助成金」を受けられない事業者(労働者災害補償保険の適用を受けない事業主(一人親方))の場合
[問合せ] 奈良県生活衛生営業指導センター TEL:0742-33-3140

■ 喫煙室などの要件の確認や職場環境の把握のための測定機器の貸出
厚生労働省 受付ダイヤル TEL:03-3635-5111

■ 受動喫煙防止対策に関する問合せ
お近くの保健所

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業 令和元年度表彰企業が決まりました!!

【総合表彰】株式会社JTB奈良支店、社会福祉法人太樹会

【若年者雇用推進部門】社会福祉法人大和清寿会

【職業能力開発推進部門】奈良交通株式会社

【女性活躍推進部門】社会福祉法人ならやま会

奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業募集中!!

奈良県では、「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」を募集しています!

「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」とは、仕事と家庭の両立や多様な働き方など働きやすい職場づくりを応援する制度です。

どうやって職場の業務の見直しや効率化をしよう、

職場の働き方改革で次に何を取り組もう、とお悩みの事業所の皆様!

その第一歩に「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」に登録しませんか?

登録をすると、企業のイメージアップやPR効果アップ!

表彰企業は県の広報誌や労働時報で紹介します!



奈良県社員・シャイン
職場づくり推進企業

お問い合わせ 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課労政福祉係

TEL: 0742-27-8828

URL: <http://www.pref.nara.jp/4090.htm>

社員・シャイン

検索

令和元年度登録企業のご紹介(※令和2年3月1日現在)

- ・乾重量 株式会社
- ・社会保険労務士法人 オフィスリンク
- ・有限会社 和興
- ・特定非営利活動法人 子育てすこやかサークル
- ・株式会社 幸栄ホーム
- ・株式会社 リビングイワイ
- ・医療法人プリエ会 かつらぎ歯科医院
- ・株式会社 ヨシケイライブラリー
- ・近畿編針株式会社
- ・松田産業株式会社
- ・株式会社 トーホー自動車
- ・南工業 株式会社
- ・有限会社 太孝建設

県内13社の登録がありました!
県全体で職場環境の改善を行って
いきましょう!

2020年4月よりパートタイム・有期雇用労働法が施行されます。*

※中小企業は2021年4月より適用

正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます！【同一労働同一賃金】

非正規雇用労働者 (パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)

について、以下の①～③を統一的に整備します。 **ポイントは3つです**

1 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。ガイドラインを策定し、どのような待遇差が不合理に当たるか否かを例示します。

均衡 待遇規定
不合理な待遇差の禁止

- ① 職務内容
- ② 職務内容・配置の変更の範囲
- ③ その他の事情 の違いに応じた範囲内で、待遇を決定する必要があります。

均等 待遇規定
差別的取扱いの禁止

- ① 職務内容
 - ② 職務内容・配置の変更の範囲
- が同じ場合、待遇について同じ取扱いをする必要があります。

● 派遣労働者については、次のいずれかを確保することを義務化します。

① 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

② 一定の要件*を満たす労使協定による待遇

※同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金と比べ、派遣労働者の賃金が同等以上であることなど。

	パート	有期	派遣
均衡待遇規定	○ → ◎	○ → ◎	△ → ○+労使協定
均等待遇規定	○ → ◎	× → ○	△ → ○+労使協定
ガイドライン	× → ◎	× → ○	× → ○



○ 規定あり △ 配慮規定
× 規定なし ◎ 既定の解釈の明確化

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について事業主に説明を求めることができるようになります。事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

	パート	有期	派遣
雇用管理上の措置の内容 (雇入れ時)	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇決定に際しての考慮事項 (求めがあった場合)	○ → ○	× → ○	○ → ○
待遇差の内容・理由 (求めがあった場合)	× → ○	× → ○	× → ○



○ 説明義務の規定あり
× 説明義務の規定なし

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由に関する説明」についても、行政ADRの対象となります。

	パート	有期	派遣
行政による助言・指導等	○ → ○	× → ○	○ → ○
行政ADR	△ → ○	× → ○	× → ○



○ 規定あり
△ 部分的に規定あり(均衡待遇は対象外)
× 規定なし

「働き方改革特設サイト 支援のご案内」(厚生労働省)より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/same.html>

労務改善 Q&A

Q

2020年4月1日施行(中小企業は2021年4月1日から適用)のパートタイム・有期雇用労働法について質問です。同一労働同一賃金など非正規雇用の社員の待遇改善に取り組みたいのですが、相談窓口はあるのでしょうか?

A

同一労働同一賃金に取り組む事業主の方からの電話相談対応や、事業所訪問による支援を無料で行う「働き方改革推進支援センター」を47都道府県に設置しており、奈良県には下記の相談窓口があります。

奈良働き方改革推進支援センター
(働き方改革関連法全般)
電話：0120-414-811

奈良労働局 雇用環境・均等室
(パートタイム・有期雇用労働法)
電話：0742-32-0210

また、都道府県労働局では、非正規雇用労働者の待遇改善を行う事業主の方を対象とする「キャリアアップ助成金」を用意しています。これは、賃金規定や諸手当制度を共通化する場合などに所定の額の助成をする制度です。ぜひご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



奈良県の労働経済主要指標

<労働者の動き(新規求人倍率、有効求人倍率は季節調整値)>

	人口 (年度は10月1日)	新規 求職数	新規 求人数	新規 求人倍率	有効 求職数	有効 求人数	有効求人倍率 ()内は全国値
平成27年度	1,364,316	58,675	92,815	1.58	244,184	253,703	1.04 (1.23)
28年度	1,356,950	54,959	98,468	※1.79	231,819	272,781	※1.18 (※1.39)
29年度	1,348,257	51,867	105,419	※1.79	218,522	291,747	※1.34 (※1.39)
30年度	1,340,070	48,199	108,079	※2.24	203,047	302,096	※1.49 (※1.62)
令和元年6月	1,333,674	3,708	8,289	2.23	17,634	24,874	1.52 (1.61)
7月	1,333,042	3,913	8,857	2.21	17,269	24,715	1.49 (1.59)
8月	1,332,514	3,489	8,713	2.32	16,860	24,380	1.48 (1.59)
9月	1,331,847	3,891	8,561	2.20	16,967	24,711	1.46 (1.58)
10月	1,331,330	4,043	9,019	2.12	17,190	25,127	1.45 (1.58)
11月	1,331,014	3,163	8,695	2.31	16,498	24,798	1.44 (1.57)
12月	1,330,360	2,714	8,169	2.35	15,037	24,340	1.47 (1.57)
令和2年1月	1,329,904	4,444	8,424	1.90	15,585	24,868	1.45 (1.49)

※年度は原数値 (奈良労働局主要統計・指標より)

<賃金・労働時間の動き(年平均、月平均 事業所規模5人以上)>

	賃 金 (円)		労働 時 間 (時間)	
	現金給与総額	きまって支給する給与	総実労働時間	所定外労働時間
平成27年	262,762	224,887	134.4	7.3
28年	265,836	225,242	134.5	7.5
29年	277,670	231,259	136.2	7.7
30年	270,708	225,666	131.1	6.9
平成31年2月	219,233	217,062	127.4	7.2
3月	231,878	214,210	124.8	6.9
4月	229,255	223,063	130.5	7.2
令和元年5月	222,301	219,262	122.3	7.2
6月	354,763	223,149	132.0	6.9
7月	314,468	228,062	131.5	7.6
8月	235,786	227,067	127.0	7.3
9月	228,053	225,561	128.4	7.3
10月	229,631	227,048	128.6	7.3
11月	231,145	225,739	131.4	7.5
12月	462,954	225,660	127.9	7.1

(毎月勤労統計調査地方調査より)

なら労働時報 通巻368号 令和2年4月1日発行

発行 奈良県産業・観光・雇用振興部雇用政策課 〒630-8501 奈良市登大路町30

電話 0742-27-8828 FAX 0742-27-2319 <http://www.pref.nara.jp/1664.htm>